

第 1 節 健康増進

1 地区組織の育成指導

(1) 地区組織の育成状況

県や市町においては、健康増進計画に基づき、地域でのよりよい保健サービス等の充実を図るために地区組織の育成や活動支援を行っている。

当センターでは、住民の食生活改善及び健康増進を図るため、食生活改善推進員が地域の中で、食生活改善を中心とする地区組織活動の展開ができるよう指導・育成を実施している。

表 1 地区組織の育成状況 (令和 6 年度)

実施事業	対象者	目 的 ・ 内 容
食生活改善推進協議会の指導・育成	食生活改善推進員 参加延人員 203 人	住民の食生活改善及び健康増進を図るため、食生活改善推進員が地域の中で、食生活改善を中心とする地区組織活動の展開ができるよう指導・育成する。 ① 総会・研修会 (1 回) 117 人 ・講演 演題：「健康な体づくり～私達の健康は私達の手で～」 講師：健康運動指導士 元橋 美津子 氏 ② 役員・理事会 (6 回) 32 人 ③ 研修会 (2 回) 54 人 ・グループワーク（災害時の活動について）、調理実習 ・講義（栄養成分表示）、調理実習

(2) 地区組織の設置状況

表 2 地区組織の設置状況 (令和 6 年 5 月 1 日現在)

	健康づくり 推進員	食生活改 善推進員	母子保健 推進員	老人保健 ビジター	運動普及 推進員	メンタルヘルス ボランティア	計	
							実	延
合 計	794 (72)	318 (78)	29 (11)	—	71 (36)	18 (2)	1,120	1,231
七 尾 市	374 (52)	141 (52)	—	—	71 (36)	18 (2)	521	604
羽 咋 市	106 (4)	25 (4)	5	—	—	—	132	136
志 賀 町	136 (4)	63 (4)	8 (3)	—	—	—	202	207
宝達志水町	131 (10)	47 (10)	—	—	—	—	168	178
中能登町	47 (2)	42 (8)	16 (8)	—	—	—	97	106

【資料】健康推進の主要指標 ※ () は他推進員と兼務

2 健康教育・普及啓発

(1) 健康教育実施状況

健康の保持増進や重症化予防、疾病や障害の正しい理解などを目的に、地域住民や特定の集団に対して、衛生教育を行っている。

表 3 健康教育実施状況 (令和 6 年度)

	感 染 症	再掲		精 神	難 病	母 子	成 人・老 人	栄 養・健 康増 進	歯 科	医 事・薬 事	食 品	環 境	そ の 他	合 計	再掲	
		結 核	エイ ズ												地 区組 織活 動	健 康危 機管 理
回 数	8	5	1	4	5	－	－	8	9	3	5	1	－	40	3	－
延人員	343	63	93	25	66	－	－	251	54	95	295	17	－	1,134	70	－

(保健福祉センター企画及び講師として依頼されたものを含む)

表 4 能登中部保健福祉センター主催の健康教育実施状況 (令和 6 年度)

事 業 名	月 日	場 所・参 加 者	目 的・内 容
エイズ予防 講演会	令和 6 年 7 月 11 日 (金) 14 : 15 ~ 15 : 10	東雲高等学校 2 年生 95 人	エイズに関する正しい知識等について啓 発するために、エイズ予防講演会を実施し、 自分の命や相手を思いやることの大切さ等 について学ぶ契機とする。 講師：七尾看護専門学校 助産師 大内 喜美子 氏 内容：HIV、AIDS、その他感染症 いのちを大切にすること 等
喫煙・薬物 乱用防止 教室	七尾市立 ① 7 月 1 日 ② 7 月 5 日 ③ 10 月 25 日 志賀町立 ④ 7 月 4 日 宝達志水町立 ⑤ 2 月 5 日 中能登町立 ⑥ 12 月 13 日	七尾市立 ① 山王小学校(6 年) 47 名 ② 東湊小学校(6 年) 28 名 ③ 天神山小学校(6 年) 38 名 志賀町立 ④ 富来中学校(2 年) 20 名 宝達志水町立 ⑤ 志雄小学校(6 年) 13 名 中能登町立 ⑥ 鳥屋小学校(6 年) 42 名	小中学生が、タバコやアルコール、薬物の 害について、正しい知識を習得する機会と し、若年期からの使用を防止する。 年度当初に受け入れ校数を指定・調整の上 で実施。 【講義内容】 ◆ <u>たばこ・アルコール・薬物の害</u> ③⑤⑥ ◆ <u>薬物の害</u> ①②④

(2) 普及啓発の実施状況

各種の週間にあわせて街頭キャンペーンなど、地域住民に対して普及啓発を行っている。

表 5-1 普及啓発実施状況

(令和 6 年度)

項 目	年月日	場 所	内 容	参加・配布数
HIV 検査普及週間 エイズ街頭 キャンペーン	HIV 検査普及週間(6/1～6/7) 街頭キャンペーン 令和 6 年 6 月 4 日 (火)	JR 羽咋駅前	啓発用ポケットティッシュ配布	92 部
世界エイズデー 街頭キャンペーン	世界エイズデー(12/1) 街頭キャンペーン 令和 6 年 11 月 22 日 (金)	JR 七尾駅前	・啓発用ポケットティッシュ配布 ・ポスター掲示 ・レッドリボンクリスマスツリーの設置 ・啓発用ポケットティッシュ配布	130 部 660 部
6.26 ヤング 街頭キャンペーン	—	—	—	—
薬物乱用防止 街頭キャンペーン	—	—	—	—
食品衛生月間 キャンペーン	—	—	—	—
食品衛生責任者 研修会	① 10 月 ② 10 月	① 七尾鹿島 ② 羽咋	食品取扱施設に従事する食品衛生 責任者を対象にした衛生教育	開催回数 ① 3 ② 3 受講者数 ① 790 人 ② 448 人
自殺予防週間 街頭キャンペーン	自殺予防週間(9/10～9/16) 街頭キャンペーン (1) 令和 6 年 9 月 10 日 (2) 令和 6 年 9 月 12 日 (3) 令和 6 年 9 月 13 日	当所 スーパーマーケ ットバロー羽咋 店 アルビス宝達志 水町店 増穂浦ショッ ピングモール アスク	・啓発パンフレット、のぼり旗の設置 ・啓発用ウエットティッシュ配布	120 部
がん検診受診率 向上キャンペーン	がん検診受診率 50%達成に向け た集中キャンペーン月間(10 月)	当所	・ポスター掲示 ・チラシ設置 ・チラシ配布	チラシ 992 部

表 5-2 普及啓発実施状況

(令和 6 年度)

項 目	年 月 日	内 容	対 象
ラジオななお 広報	令和 6 年 4 月 17 日	・受動喫煙防止について	一般住民
	5 月 15 日	・特定健診・がん検診を受けましょう	
	5 月 29 日	・世界禁煙デーについて（5/31） ・歯と口の健康週間について（6/4～6/10） ・食育月間について（6 月）	
	6 月 5 日	・HIV 検査普及月間について（6/1～6/7）	
	6 月 19 日	・薬物乱用防止について	
	7 月 10 日	・熱中症予防について	
	7 月 31 日	・食品衛生月間について	
	8 月 14 日	・減塩の日（毎月 17 日）	
	8 月 28 日	・野菜の日について（8/31） ・健康増進普及月間・がん征圧月間について（9 月）	
	9 月 11 日	・自殺予防週間（9/10～9/16）	
	9 月 18 日	・結核予防週間について（9/24～9/30） ・動物愛護週間（9/20～9/26）	
	9 月 25 日	・浄化槽の維持管理について	
	10 月 9 日	・インフルエンザ予防について	
	10 月 16 日	・薬と健康の週間について	
	11 月 6 日	・ノロウイルスについて	
	11 月 27 日	・世界エイズデーについて（12/1）	
	令和 7 年 1 月 8 日	・インフルエンザ予防について	
	1 月 15 日	・ノロウイルスについて	
	2 月 26 日	・女性の健康週間について（3/1～3/8）	
	3 月 5 日	・自殺対策強化月間（3 月）	
	3 月 19 日	・狂犬病予防注射について	
健康ビデオ ライブラリー	随時	健康教育用ビデオ、DVD、健康教育教材 の貸し出し ※貸出件数：5 件	一般住民、市町、 各種団体等

(3) 企業の「健康経営」総合推進事業

近年、企業において、人材確保や生産性の向上など経営的視点から従業員の健康管理を実践する「健康経営」の考え方が注目されている。特に、県内の中小企業における健康経営を推進するため、企業の意識啓発から、具体の取組みへの支援、表彰、普及までを一貫して取り組むことで、働く世代からの健康づくりを支援し、健康寿命のさらなる延伸を図るために実施している。

(ア) 健康経営の意識啓発

いしかわ健康経営宣言企業の認定

令和6年度は、能登中部管内から4社が認定された。

(イ) 企業の取り組み実践への支援

企業への支援(出前講座等)

健康づくりに取り組もうとしている企業を募集し、企業の健康課題に応じた取り組みを支援している。
令和6年度は実績なし。

(4) 歯科口腔保健人材育成事業及び歯と口腔の健康づくり支援事業

平成26年6月に制定された「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、広く県民に向けた歯周疾患予防の普及啓発を行い、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、事業所における歯周疾患検診推進事業や、歯科疾患予防の重要性を啓発する出前講座を実施した。

表7 高齢者施設等における口腔ケア従事者育成事業 (令和6年度)

会 場	日 時	対象(参加者)	内 容
鹿寿苑	令和6年7月25日 14:30~15:30	施設職員 7名	高齢者の口腔ケアの基本 〔講師〕和泉歯科医院 和泉 忍 歯科医師
浜野介護医療院	令和7年3月13日 14:30~15:30	施設職員 9名 入所者 3名	高齢者の口腔ケアの実技指導及び機材評価 〔講師〕恵寿歯科医院 神野 正康 歯科医師 竹田 千恵美 歯科衛生士

表8 歯周病予防出前講座 (令和6年度)

企業・団体名	日 時	対象(参加者)	内 容
株式会社 和倉ダスキン	令和6年7月24日 9:10~9:40	従業員 92名	〔講師〕三井歯科クリニック 三井 斉 歯科医師
株式会社 TSG	令和6年8月9日 15:15~16:15	従業員 44名	〔講師〕ハッピー歯科医院 福村 安紀 歯科医師

表 9 市町歯周病予防対策研修会			(令和 6 年度)
会場	日 時	対象(参加者)	内 容
能登中部保健福祉センター	令和 6 年 9 月 13 日 15 : 00～16 : 30	管内市町母子保健担当職員、歯科保健担当職員、保育士、幼稚園教諭等 25 名	〔講義〕 「乳幼児期の歯・口の健康づくりについて」 〔講師〕 金沢市歯科医師会 理事 デンタルケア南條歯科 院長 南條 麗子 氏

表 10 歯と口腔の健康づくり推進会議			(令和 6 年度)
会場	日 時	対象(参加者)	内 容
能登中部保健福祉センター	令和 6 年 11 月 28 日 14 : 00～16 : 00	県歯科医師会、七尾・羽咋歯科医師会、市町歯科保健担当者、保育園関係者、学校保健関係者、県健康推進課等 16 名	〔取組状況の報告〕 ・管内の歯科保健の現状について ・管内市町における歯科保健事業状況について ・保育所等・学校での歯科保健の取り組み ・県及び県歯科医師会の歯科保健事業について 〔意見交換〕

3 栄養保健

(1) 栄養保健活動実績

表11 栄養保健活動実績 (令和6年度)

項 目	実施回数
病態栄養指導（電話での問い合わせや来所に対応）	—
健康増進指導（市町食育推進計画策定会議、食育関連等）	5
地区組織育成（食生活改善推進協議会への支援）	17
給食施設巡回（給食施設の巡回指導件数） 対象施設149	37
給食施設指導（給食施設からの問い合わせの対応等）	57
研修会（管内栄養士研修会、調理従事者研修会）	2
栄養・調理担当者支援（栄養士業務連絡会、調理師試験等の問い合わせの対応等）	24
免許申請数（管理栄養士・栄養士・調理師）	38
計	180

(2) 給食施設巡回指導状況

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき特定給食施設等の指導を実施している。

表12-1 給食施設巡回指導状況 (令和6年度)

施設の 種類	施設数※1 指導数※2 指導率(%)		特定給食施設						小規模特定給食 施設	
			1回500食以上 又は 1日1,500食以上		1回300食以上 又は 1日750食以上		1回100食以上 又は 1日250食以上		1回20食以上 又は 1日50食以上	
	栄養士有無		有	無	有	無	有	無	有	無
学校	施設数	17	6	—	1	—	4	2	—	4
	指導数	5	4	—	1	—	—	—	—	—
	指導率	29.4%	66.7%	—	100.0%	—	—	—	—	—
病院	施設数	8	—	—	—	—	4	—	4	—
	指導数	8	—	—	—	—	4	—	4	—
	指導率	100.0%	—	—	—	—	100.0%	—	100.0%	—
介護老人 保健施設	施設数	7	—	—	—	—	4	—	3	—
	指導数	3	—	—	—	—	1	—	2	—
	指導率	42.9%	—	—	—	—	25.0%	—	66.7%	—
介護医療院	施設数	5	—	—	—	—	1	—	4	—
	指導数	3	—	—	—	—	—	—	3	—
	指導率	60.0%	—	—	—	—	—	—	75.0%	—
介護老人 福祉施設	施設数	29	—	—	—	—	9	—	14	6
	指導数	8	—	—	—	—	2	—	6	—
	指導率	27.6%	—	—	—	—	22.2%	—	42.9%	—
児童福祉 施設 (認定こども園 含む)	施設数	39	—	—	—	—	7	8	16	8
	指導数	6	—	—	—	—	—	—	4	2
	指導率	15.4%	—	—	—	—	—	—	25.0%	25.0%

※1：令和7年3月末時点の施設数 ※2：令和6年度指導数

表12-2 給食施設巡回指導状況

(令和6年度)

施設の 種類	施設数※1 指導数※2 指導率(%)		特定給食施設						小規模特定給食 施設	
			1回500食以上 又は 1日1500食以上		1回300食以上 又は 1日750食以上		1回100食以上 又は 1日250食以上		1回20食以上 又は 1日50食以上	
	栄養士有無		有	無	有	無	有	無	有	無
社会福祉 施設	施設数	9	—	—	—	—	1	—	4	4
	指導数	1	—	—	—	—	1	—	—	—
	指導率	11.1%	—	—	—	—	100.0%	—	—	—
事業所	施設数	15	—	—	—	—	5	2	1	7
	指導数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指導率	—	—	—	—	—	—	—	—	—
寄宿舍	施設数	10	—	—	—	—	—	—	2	8
	指導数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指導率	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 (有料老人ホーム、 通所リハビリ、 診療所等)	施設数	10	—	—	—	—	—	—	3	7
	指導数	3	—	—	—	—	—	—	2	1
	指導率	30.0%	—	—	—	—	—	—	66.7%	14.3%
計	施設数	149	6	—	1	—	35	12	51	44
	指導数	37	4	—	1	—	8	—	21	3
	指導率	24.8%	66.7%	—	100.0%	—	22.9%	—	41.2%	6.8%

※1:令和7年3月末時点の施設数 ※2:令和6年度指導数

(3) 栄養・調理担当教育

ア 管内栄養士研修会

(ア) 目 的

管内の特定給食施設等に勤務する栄養士を対象に、栄養管理業務に必要な最新の知識、技術を提供することにより、特定給食施設等利用者の栄養管理に役立てるものとし、ひいては管内住民の健康増進を図ることを目的とする。

(イ) 対象者

管内特定給食施設等に勤務する栄養士等栄養管理に携わる者、管内市町栄養士等

表 13 管内栄養士研修会

開催年月日・会場	内 容	参加人数
令和7年2月25日 14：00～16：00 能登中部保健福祉センター 大会議室	1. 取組報告 「能登半島地震による管内給食施設の被災状況と平時の備えについて」 石川県能登中部保健福祉センター 職員 「能登半島地震における各施設の取組について」 (報告1) 独立行政法人国立病院機構 七尾病院 管理栄養士 越田 雅代 氏 (報告2) 社会福祉法人徳充会 エレガンテなぎの浦 管理栄養士 山口 直美 氏 2. グループワーク・情報交換 「給食施設における災害時の対応、体制整備について」	40名

イ 特定給食施設等調理業務担当者研修会

(ア) 目 的

管内の特定給食施設等に勤務する調理担当者を対象に、給食業務に必要な食品衛生及び健康・栄養に関する最新の知識・技術の提供を行い、給食業務が適切に実施されるよう支援し、ひいては施設利用者の健康づくりに資する。

(イ) 対象者

管内特定給食施設等の調理業務従事者・栄養士、管内市町栄養士等

表 14 特定給食施設等調理業務担当者研修会

開催年月日・会場	内 容	参加人数
令和6年9月11日 14：00～16：00 能登中部保健福祉センター 大会議室	1. 講 義 「給食施設における衛生管理、食中毒予防について」 講 師 石川県調理師専門学校 管理栄養士 上田 広美 氏 2. グループワーク ・各施設での衛生管理の実際について ・災害時の対応について	50名

(4) 「健康づくり応援の店」推進事業

ア 目 的

食生活を支える外食等の提供者と連携し、ヘルシーメニューの提供や受動喫煙防止対策などを行う飲食店を「健康づくり応援の店」に認定し、県民の健康づくりを食生活の面から支援し、適切な健康情報を提供する食環境の整備を図る。

イ 事業内容

「健康づくり応援の店」募集及び認定

ウ 能登中部管内認定店舗数（令和6年度認定更新店舗数、新規店舗数）

表15

（令和7年3月末現在）

区 分	七尾市	羽咋市	志賀町	宝達志水町	中能登町	合計
認定店舗数	14 (9)	13 (10)	8 (5)	6 (6)	3 (1)	44 (31)

(5) 食育関連事業

ア 地域版食育推進計画の認定支援

地域版食育推進計画とは、町内会など地域の団体が計画的（6 か月以上）に地域住民に対して行う食育活動のことである。計画の策定や活動の支援については、県が認定したいしかわ食育コーディネーターが中心となって行い、市町・保健福祉センターがその活動を支援する。計画は保健福祉センターが審査し、県が認定する。

表16 地域版食育推進計画認定団体 (令和7年3月末現在)

NO	認定番号	発行年月日	有効期限	団体名
1	120	H30.8.30	R9.3.31	宝達小学校PTA
2	131	R4.10.28	R7.3.31	四つ葉の会
3	135	R5.8.25	R7.3.31	ななおあいじこども園保護者会
4	138	R6.9.5	R6.11.30	邑知保育園保護者会
5	139	R6.9.5	R7.3.31	羽咋市立西北台保育所保護者会
6	140	R6.9.5	R7.3.31	新庄食育こども会
7	141	R6.9.5	R7.3.31	つなげまい会

イ 子ども食育応援団の認定支援

子ども食育応援団とは、子どもに関する地域版食育推進計画の取り組みに協力する事業所等のことであり、保健福祉センターが審査し、県が認定する。

表17 子ども食育応援団認定団体 (令和7年3月末現在)

NO	認定番号	発行年月日	有効期限	団体名	地域版食育推進計画の団体
1	1069	H30.8.30	R9.3.31	くず葉会	宝達小学校PTA
2	1070	H30.8.30	R9.3.31	宝達葛友の会	宝達小学校PTA
3	1076	R4.10.28	R7.3.31	株式会社営農福井	四つ葉の会
4	1079	R6.9.5	R7.3.31	JA はくい女性部	邑知保育園保護者会 羽咋市立西北台保育所保護者会

ウ いしかわ食育手伝い隊の登録支援

いしかわ食育手伝い隊とは、各地域で実施する食育活動を支援、協力する団体や個人であり、保健福祉センターが認定し、登録する。

4団体、5人（令和7年3月末現在）が登録されている。

エ 食育コーディネーターの認定支援

食育コーディネーターとは、「第1次いしかわ食育推進計画」に基づく家庭版および地域版食育推進計画を、より多くの県民自らが作成し取り組んでもらうために、県が平成20年に養成した。「第4次いしかわ食育推進計画」においても、草の根活動的に地域における食育推進をしていくため、知事の証明証を所持し活動を行う。

主な活動内容は、地域の各種団体・期間等が実施する地域版食育推進計画の立案の助言、地域版食育推進計画の策定・活動の支援やいしかわ食育手伝い隊の登録促進等である。

令和6年度は、管内8名の食育コーディネーターが活動を行っている。

4 特定健診・特定保健指導

近年、増加する生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、若い時期から健康づくりに取り組み、生涯を通じて継続的に健康管理ができる体制を整備する必要がある。

このため、医療保険者が実施する健診・保健指導が円滑に実施されるよう、地域保健と職域保健の関係機関が連携して、地域全体の健康づくりの推進を図るため、平成20年度から特定健診・特定保健指導推進強化事業を実施している。

(1) 特定健診受診率向上対策

特定健康診査に係る連絡会の開催

更なる健診受診率向上のための対策や、健診・保健指導等の実施体制の工夫についての情報交換、地域と職域の連携についての課題と対策について検討するため、市町担当者による連絡会を開催した。

表 18 特定健康診査に係る連絡会の開催

日 時	参 集 者	内 容	出席者数
令和 7 年 2 月 6 日 15:40～17:00	市町特定健診・特定保健指導担当者	情報交換 (1)健診実施体制について (2)診療における検査データを特定健診データとして活用する事業について (3)保健指導等の取組について (4)重症化予防の取組について (5)高齢者の保健事業と介護の一体的実施について (6)「特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」(第 4 期)について (7)その他	8 人

(2) 2次医療圏地域・職域連携部会の開催

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、住民が若い時期から健康づくりに取り組み、継続的に健康管理ができるよう、地域と職域が連携した体制整備を図ることを目的に開催している。

表 19 2 次医療圏地域・職域連携部会(能登中部医療圏地域・職域連携連絡会)

日 時	参 集 者	内 容	出席者数
令和 7 年 2 月 6 日 14:00～15:30	・七尾市医師会 ・羽咋郡市医師会 ・石川県医師会臨床検査センター ・石川県予防医学協会 ・石川県成人病予防センター ・全国健康保険協会石川支部 ・石川県保険者協議会 ・石川産業保健総合支援センター ・七尾労働基準監督署 ・七尾労働基準協会 ・管内産業保健師 ・管内市町	(1)地域・職域連携推進事業について (2)働く世代と関連の深い健康データについて (3)各機関の取組について	19 人

第2節 母子保健

母子保健対策は明治の終わりから始まり、戦後はGHQ（日本国軍総司令部）の指令と支援により、公衆衛生の重要な部分と位置付けられた。昭和 22 年には厚生省に児童局及び母子衛生課が設置され、同年の改正保健所法により、保健所を中心とした母子保健サービスが本格的に実施されることとなった。昭和 23 年には、優生保護法や予防接種法が制定され、現在に至るまで引き継がれ母子保健の根幹をなしている。

その後、昭和 40 年に母子保健法が制定され、それまでの児童と妊産婦を対象とする母子保健からさらに対象を広め、妊産婦になる前段階の女性も含められ、母子健康手帳の交付、妊産婦等の健康診査、保健指導、妊娠前から育児までの一貫した総合的な母子保健が推進されることとなった。平成 6 年には、住民への、より身近な母子保健サービスの提供を目指して、母子保健法が改正され各市町村において母子保健計画が策定され、平成 9 年度から、3 歳児健康診査等の基本的な母子保健サービスが市町村より提供されることとなり、また、平成 25 年度からは低出生体重児の届出や未熟児の訪問指導についても市町村で対応することになった。平成 27 年 1 月 1 日に児童福祉法改正により小児慢性特定疾病児自立支援事業の実施に伴い自立支援員としての活動が開始される。

現在、保健所における母子保健活動は、母子保健法及び地域保健法に規定されており、石川県では「健やか妊娠育児支援強化事業」として、医療機関や市町と連携しながら、ハイリスク妊産婦や自立支援員として長期療養児等の自立支援も含めた相談や訪問支援を行っている。令和 5 年度からは「出産・妊娠サポート事業」として、助産師会とも連携し、妊娠期からの支援を強化している。また、発達障害児や医療的ケア児に関わる関係機関と検討を行い、支援体制の強化を図っている。

1 低出生体重児の出生状況

表 1 低出生体重児（2,500g未満）の出生状況（令和 5 年）

	出生数	(人口千対)	低出生体重児数	(出生百対)
七尾市	215	4.6	20	9.3
羽咋市	95	5.0	11	11.6
志賀町	54	3.1	4	7.4
宝達志水町	31	2.8	1	3.2
中能登町	73	4.7	5	6.8
計	468	4.3	41	8.8
石川県	6,757	6.2	625	9.2
全国	727,288	6.0	70,151	9.6

出典：衛生統計年報（石川県） 人口動態統計（全国）

2 母子保健相談状況

表 2 母子保健相談状況（令和 6 年度）

		計		妊婦		産婦		新生児 (未熟児除く)		未熟児		乳児 (新生児・未熟児除く)		幼児		その他	
		実人員	延人員	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
相談	来所	86	116	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	13	14	71	100
	電話	382	1,200	33	105	139	490	40	187	27	122	31	88	62	147	50	61
訪問指導		20	28	—	—	10	14	3	4	4	5	2	4	1	1	—	—

※上記相談件数は、「3 健やか妊娠育児支援強化事業」における相談件数を含む。

3 健やか妊娠育児支援強化事業

多胎妊婦や若年妊婦等は、妊娠中の健康管理から出産後の育児の経過において困難を伴いやすいため、医療機関や市町と連携し、妊娠の早期から出産後の育児についての支援を行うことで、保護者の育児不安の軽減と子どもの健やかな成長を促すことを目的に実施している。

(1) ハイリスク妊産婦

多胎妊産婦、若年妊産婦等ハイリスク妊産婦に対する、訪問及び相談を行っている。

表 3 ハイリスク妊産婦保健医療連携の実施状況 (令和 6 年度)

妊婦	産婦	計	(再掲) 把握経路別			(再掲) リスク要因別 (複数)							
			市町村等	医療機関		多胎	若年妊娠 若年出産	高齢	未婚	身体的 疾患	精神的リスク		その他
				連携票	電話						精神的 疾患	産後うつ (疑い)	
16	74	90	—	90	—	5	3	22	10	6	22	33	61

(2) 母親のメンタルヘルス支援

ア 保健師等による産後うつ病等の早期発見・支援

妊産婦、新生児及び未熟児訪問の際にEPDS等を活用し、産後うつ病が疑われる母を早期に把握し、支援につなげている。

表 4 要支援者の把握経路及び支援状況 (令和 6 年度)

			計	産科医療機関からの紹介		センターが把握
				電話・連絡票等での紹介	産婦一般健康診査による把握	
要支援対象者	EPDS9 点以上（※問 10 1 点以上を含む）		35	33	—	2
	うつ以上の精神疾患、育児不安が強い等		21	21	—	—
計			56	54	—	2
(内訳)	市町、保健所のみでの支援		54	52	—	2
	他機関に紹介		2	2	—	—
	(再)紹介先	精神科医療機関・診療所	2	2	—	—
		保健所の精神保健相談	—	—	—	—
		助産院	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—

イ 母子保健福祉連絡会等（支援事例検討会）への参加

市町において行われている、母子保健福祉連絡会、ケース検討会等に毎月 1 回程度参加し、今後の支援方法や支援方針を検討している。

表 5 支援事例検討会への参画状況 (令和 6 年度)

	母子保健関係		要保護児童関係				
	母子保健福祉連絡会	ケース検討会	要保護代表者会議	要保護実務者会議	要保護児童対策地域協議会	ケース検討会	進行管理会議
計	34	—	1	9	—	5	5
七尾市	12	—	—	2	—	4	4
羽咋市	7	—	—	—	—	1	—
志賀町	8	—	—	3	—	—	—
宝達志水町	1	—	—	—	—	—	1
中能登町	6	—	1	4	—	—	—

(3) 未熟児、ハイリスク産婦の母乳哺育支援

未熟児、多胎児等を出産した母親や若年や未婚の母等で、母乳哺育支援を希望する者に対し、助産師が訪問・相談支援を実施している。

表 6 母乳哺育支援の実施状況 (令和 6 年度)

計		未熟児		多胎児		その他	
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
3	6	1	2	－	－	2	4

(4) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

小児慢性特定疾病児童等の家族が相互に交流し、養育経験から日常生活や学校生活を送る上での助言を受けることで、家族の不安を軽減することを目的に実施している。

表 7 交流会等の実施状況 (令和 6 年度)

事業名	開催日時・場所	内 容	参加者
ダウン症児のママの交流会・相談会	令和 6 年 7 月 10 日 (水) 能登中部保健福祉センター	ママの交流会・相談会 【アドバイザー】 ダウン症聞くまっしシステム委員会 田辺 光子氏 あっぷっぷの会 (ダウン症児の親の会)	保護者 4 名 乳幼児 2 名 市町 2 名
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業研修会	令和 6 年 10 月 18 日 (金) 能登中部保健福祉センター	講演「小児慢性特定疾病を持つ児と兄弟・家族の心理的支援について」 講師：公立能登総合病院精神保健福祉部 公認心理師 檜村 美智子氏 事例紹介・質疑応答	相談支援事業所 3 名 市町 2 名 医療機関 1 名

4 妊娠・出産サポート事業

特に若年、未婚、多胎等の妊婦は、妊娠への不安や育児に困難を抱えることが多く、従来の産科医療機関に加え、妊娠・出産の専門家である助産師会と連携して支援を実施している。

表 8 妊娠中からの助産師による支援状況 (令和 6 年度)

実人数	延人数
4	11

5 発達障害地域関係者連絡会

発達障害は早期に発見し障害の特性に応じた療育を行うことが重要である。

そこで発達障害の早期発見・支援に関わる関係者が参集し、乳幼児期における発達障害の早期発見・療育体制等について検討を行い、管内における支援体制の強化を図ることを目的に実施している。

表 9 発達障害地域関係者連絡会の実施状況 (令和 6 年度)

事業名	開催日時・場所	内 容	参加者
能登中部発達障害地域関係者連絡会	令和 7 年 3 月 5 日 (水) 能登中部保健福祉センター	・講話「発達特性がある児の保護者との関わりについて」 講師 発達障害者支援センターパース 発達障害児者地域支援マネジャー 瀬戸 美津子 氏 ・取組報告 「5 歳児健康診査～安心して就学を迎えるために～」 志賀町子育て支援課 ・グループワーク 「児の発達特性の受容、適切な関わりが難しい保護者への支援」 事例提供 宝達志水町子育て応援室	21 人

6 管内母子保健担当者連絡会

管内における母子保健事業の円滑な実施のため、母子保健事業の実施体制について市町間の情報交換及び検討を行い、その体制の整備を図ることを目的に開催している。

表 10 管内母子保健担当者連絡会の実施状況 (令和 6 年度)

事業名	開催日時・場所	内 容	参加者
管内母子保健 担当者連絡会	令和 6 年 7 月 29 日 (月) 能登中部保健福祉センター	・ 幼児健診実施状況及び健診後支援体制 について ・ こども家庭センター (母子保健機能) の業務について ・ その他情報交換	8 人
	令和 6 年 10 月 2 日 (水) 能登中部保健福祉センター	・ 研修会 「災害後のこころのケア～主に乳幼児か ら学童期にかけて～」 講師 金沢大学附属病院 子どものこころ診療科 精神科医 安本 真衣 先生	8 人
	令和 6 年 12 月 4 日 (水) 能登中部保健福祉センター	・ 5 歳児健康診査について ・ こども家庭センター (母子保健機能) の業務について ・ 来年度に向けて意見交換	9 人

7 医療的ケア児支援連絡会

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、医療的ケア児等に関わる関係機関が連携を図るための協議の場を設け、地域の実情に応じた適切な支援及び体制について検討を行い、地域における支援体制の強化を図ることを目的に実施している。

表 11 医療的ケア児支援連絡会の実施状況 (令和 6 年度)

事業名	開催日時・場所	内 容	参加者
医療的ケア児 支援連絡会	令和 7 年 1 月 17 日 (金) 能登中部保健福祉センター	・ 講演 能登半島地震での経験、医療的 ケアが必要な子どもへの支援 講師 いしかわ医療的ケア児支援セン ターこのこの センター長 中本 富美 氏 ・ 各機関における支援の状況、課題、事例紹介 ・ 事例検討 (グループワーク) ・ 質疑応答	20 人

第3節 感染症

1 感染症予防

エボラ出血熱やウエストナイル熱等の新興感染症や結核、マラリア等の再興感染症の出現、医学・医療の進歩、衛生水準の向上、人権尊重の要請、国際交流の活性化による人・物の移動などの近年の状況の変化を踏まえ、平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という）」が施行された。その後、平成15年の改正では、海外におけるSARS（重症急性呼吸器症候群）の発生等を踏まえ、感染症へのより迅速かつ適切な対応や、動物由来感染症の対応の充実・強化、さらに平成18年の改正では、生物テロや事故による感染症のまん延防止、病原体などの管理体制の確立と共に、結核が二類感染症に位置付けられ、結核予防法が廃止された。

平成20年の改正では、鳥インフルエンザ（H5N1）が二類感染症に位置付けられ、新型インフルエンザ等感染症が感染症類型に位置付けられた。平成23年には、四類感染症にチクングニア熱、五類感染症に薬剤耐性アシネトバクターが追加された。平成25年には、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)が四類感染症に、侵襲性インフルエンザ菌感染症と侵襲性肺炎球菌感染症が五類感染症に追加され、五類感染症の髄膜炎菌性髄膜炎が侵襲性髄膜炎菌感染症に変更され、平成26年には、中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザA（H7N9）が二類感染症に追加された。また、平成27年にはジカウイルス感染症が四類感染症、平成29年には百日咳と風しんが五類感染症、平成30年には急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）が五類感染症に追加、新型コロナウイルス感染症が令和2年に指定感染症に追加、令和3年には新型インフルエンザウイルス感染症に改正され、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は五類感染症に変更となった。

当保健所では、感染症法による医師の届出を受理し、感染症の発生の状況及び動向の把握、必要に応じて原因の調査や健康診断の受診勧告、就業制限の措置等を行っている。

（1）感染症発生状況

表1 感染症発生状況【全数報告】（ ）内:無症状病原体保菌者再掲、斜線:全数報告対象外 [単位:人]

	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	感染症別										
二類感染症	結核	12(3)	23(5)	25(9)	22(7)	6(2)	28(13)	17(6)	27(10)	11(4)	23(13)
三類感染症	細菌性赤痢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	腸管出血性大腸菌	1	8(3)	6(4)	7(2)	7(5)	6(2)	3	5(1)	1	13(3)
四類感染症	E型肝炎	—	—	—	—	—	—	—	1	3	—
	A型肝炎	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	重症熱性血小板減少症候群	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	つつが虫病	—	1	2	—	—	—	1	1	1	1
	レジオネラ症	8	2	6	4	2	—	12	9	5	12
五類感染症	アメーバ赤痢	1	2	—	—	—	—	3	—	1	—
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	—	—	1	1	1	1	—	3	—	3
	急性弛緩性麻痺				—	1	—	—	—	—	—
	急性脳炎	—	2	2	—	3	2	1	1	—	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	—	—	—	—	2	—	—	1	1	2
	後天性免疫不全症候群	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	—	3	—	—	1	—	—	—	2	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	8	6	8	11	3	—	2	3	3	5
	水痘（入院例）	—	2	2	2	—	—	—	—	—	4
	梅毒	—	1	1	—	3	—	2	1	—	5(2)
	播取性クリプトコックス症	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	破傷風	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	百日咳			—	9	14	—	—	—	—	—

	感染症別	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
五類感染症	風しん		—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
指定感染症、新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症 (R5.5.8より5類移行)							39	1843	12,910	185	

表2 感染症発生状況（定点把握・週報）

(令和6年) [単位：人]

定点	感染症	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
インフルエンザ		県	1,607	3,525	6,994	1,293	72	6	9	16	24	34	251	3,652	17,483
		管内	270	140	1,100	374	29	1	1	5	8	11	18	639	2,596
新型コロナウイルス (R5.5.8より報告)		県	1,469	3,841	2,052	749	524	761	1,352	3,274	1,372	437	387	872	17,090
		管内	389	890	597	219	198	173	382	954	478	111	106	267	4,764
小児科	RSウイルス感染症	県	5	5	31	152	143	171	85	121	68	32	25	33	871
		管内	3	—	1	14	35	53	40	31	6	—	—	5	188
	咽頭結膜熱	県	199	245	151	77	73	85	32	18	9	8	25	61	983
		管内	33	23	13	5	4	8	9	2	1	—	—	17	115
	A群溶血性 レンサ球菌咽頭炎	県	182	413	437	304	289	395	158	157	108	168	198	321	3,130
		管内	44	104	116	92	86	67	21	27	32	63	56	83	791
	感染性胃腸炎	県	627	1,394	1,381	797	790	919	447	527	552	524	621	1,262	9,841
		管内	54	251	252	88	61	74	25	36	67	57	50	192	1,207
	水痘	県	21	55	36	17	33	35	14	23	12	5	49	107	407
		管内	—	—	—	4	8	16	4	5	—	1	4	6	48
	手足口病	県	10	33	19	48	203	1,062	1,106	939	1,266	1,338	773	121	6,918
		管内	—	—	1	12	15	122	176	164	225	202	101	20	1,038
	伝染性紅斑	県	1	1	1	1	2	4	2	—	1	5	6	27	51
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
	突発性発しん	県	18	15	26	26	12	41	31	31	34	20	29	28	311
		管内	4	5	5	2	1	2	5	2	2	5	3	5	41
	ヘルパンギーナ	県	2	1	3	2	10	58	226	211	105	26	31	9	684
		管内	1	—	1	—	—	8	22	36	13	3	—	—	84
	流行性耳下腺炎	県	—	—	4	1	1	5	3	1	—	—	—	—	15
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
眼科	急性出血性結膜炎	県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	流行性角結膜炎	県	67	76	42	31	26	104	34	20	17	12	17	83	529
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
基幹	細菌性髄膜炎	県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	県	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	—	3
		管内	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
	マイコプラズマ肺炎	県	—	—	2	—	1	2	8	15	19	28	57	39	171
		管内	—	—	—	—	—	—	—	1	2	5	18	11	37
	クラミジア肺炎 (オウム病除く)	県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	感染性胃腸炎 (ロタウイルス)	県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		県	4,208	9,604	11,179	3,498	2,179	3,648	3,507	5,355	3,588	2,637	2,469	6,619	58,491
		管内	798	1,413	2,086	810	437	524	685	1,264	835	458	356	1,246	10,912

表3 感染症発生状況（定点把握・月報） （令和6年） [単位：人]

定点	感染症	区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	総数
STD	性器クラミジア 感染症	県	33	50	39	37	40	43	47	45	40	44	41	45	504
		管内	—	—	1	—	2	1	2	—	3	1	2	1	13
	性器ヘルペス ウイルス感染症	県	8	11	13	14	10	10	16	9	13	17	11	14	146
		管内	—	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	1	5
	尖圭コンジローマ	県	6	5	4	8	7	10	9	8	8	8	8	9	90
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	淋菌感染症	県	12	18	16	13	9	7	20	15	4	12	7	9	142
		管内	—	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5
基幹	メチシリン耐性 黄色ブドウ球菌 感染症	県	13	11	16	17	14	19	16	16	17	28	21	10	198
		管内	1	3	3	2	2	1	1	1	—	3	1	2	20
	ペニシリン耐性 肺炎球菌感染症	県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	薬剤耐性緑膿菌 感染症	県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		管内	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		県	72	95	88	89	80	89	108	93	82	109	88	87	1,080
		管内	1	6	7	2	4	2	3	2	3	5	3	5	43

（2） 集団かぜ発症状況

今年度の集団かぜの発生報告総数は、小学校が 9 校、高等学校が 2 校だった。

表 4 集団かぜの発生状況 （令和 6 年度） [単位：校]

	市町名	施設数	発生施設数	措置状況			
				休校	学年閉鎖	学級閉鎖	授業打ち切り
小学校	七尾市	10	4	—	7	—	5
	羽咋市	5	2	—	2	1	1
	志賀町	2	2	—	7	—	—
	宝達志水町	5	1	1	—	—	1
	中能登町	3	—	—	—	—	—
中学校	七尾市	4	—	—	—	—	—
	羽咋市	2	—	—	—	—	—
	志賀町	2	—	—	—	—	—
	宝達志水町	1	—	—	—	—	—
	中能登町	1	—	—	—	—	—
高等学校	七尾市	5	—	—	—	—	—
	羽咋市	3	2	—	2	—	1
	志賀町	1	—	—	—	—	—
	宝達志水町	1	—	—	—	—	—
	中能登町	1	—	—	—	—	—
計		46	11	1	18	1	8

＊休校は実施した学校の延べ数、学年閉鎖は実施した学年の延べ数、学級閉鎖・授業打ち切りは実施した学級数の延べ数を示している。

2 感染症診査協議会

感染症診査協議会は、①就業制限、入院勧告及び入院延長勧告に関することを審議する場であり、能登北部保健福祉センターと当センター管内分を合同で、石川県能登地区感染症診査協議会として開催（毎月第 2、4 火曜日）しており、令和 6 年度の開催回数は 23 回であった。（「結核」に関するものは第 4 章結核予防に記載する。）

表 5 感染症診査協議会診査件数 (令和 6 年度)

	三類
第 18 条 就業制限に関する診査	—
第 18 条 就業制限に関する報告	16
第 19 条 入院勧告に関する報告	—
第 20 条 入院勧告に関する診査	—
第 20 条 入院勧告に関する応急診査の報告	—
第 20 条 入院期間の延長に関する診査	—

3 エイズ及び性感染症相談

(1) エイズ相談・試験検査実施状況

- ア 目的：後天性免疫不全症候群（エイズ）に対する正しい知識の普及及びエイズ予防の推進のため、相談及び検査を実施する。
- イ 対象者：H I V感染症及びエイズについて不安や悩みをもつ者等
- ウ 実施日：(ア) 電話及び来所相談について
能登中部保健福祉センター、羽咋地域センターにて随時対応
- (イ) 検査について
迅速検査：毎月第 1 月曜日 9:00～11:30
通常検査：毎月第 2 月曜日 9:00～19:00 及び第 3～5 月曜日 9:00～11:30
(但し、羽咋地域センターは、第 2 月曜日のみ実施)

表 6 エイズ相談実施状況 (令和 6 年度) [単位：件]

相談受付実人数			相談内容（延件数）				相談方法		
計	男	女	計	相談のみ	病院依頼	検査依頼	計	来所	電話
55	43	12	55	25	—	30	55	30	25

表 7 エイズ性別・年代別検査依頼件数 (令和 6 年度) [単位：件]

区分	計	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
男	23	1	9	5	7	1
女	7	—	2	2	2	1
計	30	1	11	7	9	2

(2) 性感染症相談・試験検査実施状況

- ア 目的：性感染症の早期発見・早期治療、また性感染症の予防のための保健指導や啓発普及を実施する。
- イ 対象者：性感染症について不安や悩みをもつ者等
- ウ 実施日：(ア) 電話及び来所相談について
能登中部保健福祉センター、羽咋地域センターにて随時対応
- (イ) 検査について
毎月第 2 月曜日 9:00～19:00 及び第 1、3～5 月曜日 9:00～11:30
(但し、羽咋地域センターは、第 2 月曜日のみ実施)

表 8 性感染症相談・検査実施状況 (令和 6 年度) [単位：件]

区分	相談件数 (実数)	梅毒血液検査				性器クラミジア感染症尿検査				
		計	陽性	陰性	判定保留	計	陽性	疑陽性	陰性	判定保留
男	48	24	1	23	—	24	3	—	21	—
女	11	7	—	7	—	6	2	—	4	—
計	59	31	1	30	—	30	5	—	25	—

表 9 性感染症性別・年代別検査依頼状況 (令和 6 年度) [単位：実人数]

区分	計	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上
男	24	1	9	5	7	1	1
女	7	—	2	2	2	—	1
計	31	1	11	7	9	1	2

4 肝炎ウイルス対策

(1) 肝炎ウイルス相談・試験検査実施状況

肝炎ウイルス検査は、40 歳以上の者を対象に平成 14 年度から実施しており、平成 15 年度からは、40 歳未満の者に対し有料検査が追加された。平成 19 年 12 月からは、40 歳未満の者に対しても無料で検査を実施している。

ア 目的：肝炎感染について不安を持っている一般住民に対し、肝炎ウイルス検査及び相談を実施する。

イ 対象者：肝炎ウイルスについて不安や悩みをもつ者等

ウ 実施日：(ア) 電話及び来所相談について

能登中部保健福祉センター、羽咋地域センターにて随時対応

(イ) 検査について

毎月第 2 月曜日 9:00～19:00 及び第 1、3～5 月曜日 9:00～11:30

(但し、羽咋地域センターは、第 2 月曜日のみ実施)

表 10 肝炎ウイルス相談・検査実施状況 (令和 6 年度) [単位：件]

区分	相談件数	HCV 抗体検査						HBs 抗原検査			
		計	陰性	中力価及び低力価		陽性	判定不能	計	陰性	陽性	判定不能
				HCV RNA (+)	HCV RNA (-)						
男	22	14	14	—	—	—	—	14	14	—	—
女	7	4	4	—	—	—	—	4	4	—	—
計	29	18	18	—	—	—	—	18	18	—	—

表 11 肝炎ウイルス検査性別・年代別検査依頼状況 (令和 6 年度) [単位：件]

区分	計	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上
男	14	—	6	2	4	1	1
女	4	—	1	1	1	—	1
計	18	—	7	3	5	1	2

(2) 石川県緊急肝炎ウイルス検査事業実施状況

県保健福祉センターで実施している肝炎ウイルス検査を医療機関においても受検できるようにすることにより、県民の肝炎検査の受検機会を拡大し、肝炎の早期発見、治療の推進を図ることを目的に平成 20 年度から実施している。

表 12 石川県緊急肝炎ウイルス検査実施状況 (令和 6 年度) [単位：件]

区分	相談件数	B型肝炎ウイルス検査 (HBs 抗原検査)			C型肝炎ウイルス検査				
		計	陰性	陽性	計	陰性	低力価・中力価 HCV 核酸増幅検査		高力価
							陰性	陽性	
計	154	154	154	0	154	152	-	2	-

(3) 肝炎ウイルス感染者支援事業

肝炎ウイルス感染者が適切な治療や経過観察を長期間にわたり継続できるよう、感染者の支援及び肝炎に関する普及啓発を行うことを目的に、平成16年度より講演会及び相談会を開催している。

表 13 講演会・相談会の開催状況 (令和 6 年度)

日 時	対 象 者	内 容	講 師	参加者数
令和 6 年 10 月 30 日 (水) 13:45～16:00	・ 肝炎ウイルス感染者とその家族 ＊ 管内各市町の肝炎ウイルス検診で感染が確認された者 ＊ 緊急肝炎ウイルス検査事業で感染が確認された者 ＊ 能登中部保健福祉センター および羽咋地域センターでの肝炎ウイルス検査で感染が確認された者 ・ 管内各市町保健師 ・ 興味関心のある方 等	・ 講演会 「肝臓を生き生きと～B 型・C 型肝炎について正しく知ろう～」 ・ 個別相談会 (希望者)	恵寿総合病院 消化器内科科長 神野 正隆 医師	計 12 名 内訳 ・ 本人及びその家族:5 名 ・ 市町保健師:4 名 ・ 職員:3 名 (個別相談参加 0 名)

第4節 結核予防

結核は、明治時代から昭和 20 年代までの永い間、年間死亡数が数万人～十数万人で死亡原因の第 1 位であり、「国民病」「亡国病」と恐れられていた。大正 8 年の旧結核予防法、昭和 26 年の結核予防法（医療費の公費負担制度が確立・結核医療の基準改正）による対策の推進や医療や生活水準の向上により、結核の罹患率など低下していたが、平成 9 年に罹患率が 43 年ぶりに増加したため、平成 11 年には「結核緊急事態宣言」が出され、結核問題の再認識と対策強化が呼びかけられた。

その後の患者数の減少等社会情勢の変化に伴い、平成 16 年に結核予防法が改正され、①定期健康診断の対象を高齢者など発病しやすい者や、医療従事者など二次感染を起こしやすい者に実施すること。②BCG ワクチン接種前のツベルクリン反応検査を廃止し、生後 6 ヶ月未満の児（現在は生後 1 歳までの児）へ BCG ワクチンを直接接種すること、③直接監視下短期化学療法（DOTS）を推進することとなった。平成 18 年に、人権に配慮し結核予防法が廃止され、^{注）}「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）に統合された。平成 23 年 5 月「結核に関する特定感染症予防指針」が改正され、低まん延化に向けて新たな対策の枠組みが示された。さらに平成 28 年 11 月の改正では、従前行ってきた総合的な取組を徹底しつつ、より効果を高めることが重要とし、低まん延化に向けてさらなる結核対策の推進が呼びかけられた。

近年では、結核がかつて国民病であった時代に罹患した方が、潜伏期間を経て、高齢化による免疫力の低下に伴い発症するケースが多くみられるほか、新規登録結核患者総数のうち外国出生患者が占める割合が増加傾向にある。

保健所における結核予防は、感染症法及び予防接種法、地域保健法に基づき、健康診断、患者管理、感染症診査協議会用務、結核医療についての業務を行っている。

注)「感染症法」は、平成 10 年 9 月に伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律を廃止・統合し、成立したものである。

1 結核の状況

結核新登録者とは、医師からの届出に基づき、新たに結核患者として登録されたものをいう。

表 1 結核新登録者の状況（活動性分類・市町別・年齢階級別）（令和 6 年）

		総数	肺結核活動性（登録時）				肺外結核活動性	年 齢 別							潜在性結核（別掲）	＊罹患率	
			喀痰塗抹陽性	その他菌陽性	菌陰性その他	計		0 ～ 19	20 ～ 29	30 ～ 39	40 ～ 49	50 ～ 59	60 ～ 69	70 ～		人口 10万対	60歳以上
計		9	4	4	－	8	1	－	1	1	1	－	－	6	9	8.3	11.3
市町別	七尾市	8	4	4	－	8	－	－	1	1	1	－	－	5	5	17.5	22.2
	羽咋市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－
	志賀町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－
	宝達志水町	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1	－	9.0	18.5
	中能登町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－
石川県(R5)		70	23	26	3	52	18	1	9	3	1	3	4	49	31	6.4	
全 国(R5)		10,096	3,524	3,093	878	7,495	2,601	128	1,042	542	487	762	863	6,272	5,033	8.1	

資料:結核発生動向調査、「結核の統計 2024(結核予防会)」
＊罹患率の人口は、「石川の人口動態統計」(令和 6 年 10 月 1 日現在)を使用。 潜在性結核を除く。

表 2 結核新登録者の発見方法 (令和 6 年)

年齢別	新登録者 総数	発見方法					
		医療機関	接触者健診	個別健康診断	職場健診	住民健診	登録中の健康診断
計	18	12	5	—	—	—	1
0～19	—	—	—	—	—	—	—
20～29	2	1	1	—	—	—	—
30～39	1	1	—	—	—	—	—
40～49	1	1	—	—	—	—	—
50～59	1	1	—	—	—	—	—
60～69	1	—	1	—	—	—	—
70～	12	8	3	—	—	—	1

資料:結核発生動向調査

表 3 結核登録者移動状況

令和 5 年末 現在 (A)	本年中新登録			本年中登録削除							令和 6 年末 現在 (A)+(B)-(C)
	新規	転入	計 (B)	死亡		治癒	転症	転出	その他の理由	計 (C)	
				結核	その他						
24	18	0	18	0	2	11	—	1	1	15	27

資料:結核発生動向調査

表 4 結核登録者の状況 (活動性分類・市町別・年齢別) (令和 6 年末,上段:人 下段:%)

		総数	活動性結核					不活動性 結核	活動性 不明	潜在性 結核 (別掲)	＊有病率		＊登録率	
			肺結核活動性				肺外 結核 活動性				(活動性 結核 人口 10 万対)	60 歳 以上 有病率	(全結核 人口 10 万対)	60 歳 以上 登録率
			喀痰 塗抹 陽性	その他 菌陽性	菌陰性 その他	計								
計		17 100.0	4 23.5	3 17.6	－ －	7 41.2	－ －	10 58.8	－ －	10	6.5	7.5	15.7	22.6
市 町 別	七 尾 市	13 100.0	4 30.8	3 23.1	－ －	7 53.8	－ －	6 46.2	－ －	6	15.3	17.8	28.4	35.6
	羽 咋 市	2 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2 100.0	－ －	1	－	－	10.5	21.9
	志 賀 町	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －	1	－	－	6.0	10.9
	宝達志水町	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －	－	－	－	9.0	18.5
	中能登町	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	2	－	－	－	－
年 齢 別	0～19	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20～29	2	－	1	－	1	－	1	－	1				
	30～39	1	1	－	－	1	－	－	－	－				
	40～49	1	1	－	－	1	－	－	－	－				
	50～59	1	－	－	－	－	－	1	－	2				
	60～69	2	－	－	－	－	－	2	－	1				
	70～	10	2	2	－	4	－	6	－	6				

資料:結核発生動向調査 *有病率、登録率の人口は、「石川県の人口動態統計」(令和 6 年 10 月 1 日現在)を使用。

図1 登録率・有病率・罹患率の推移

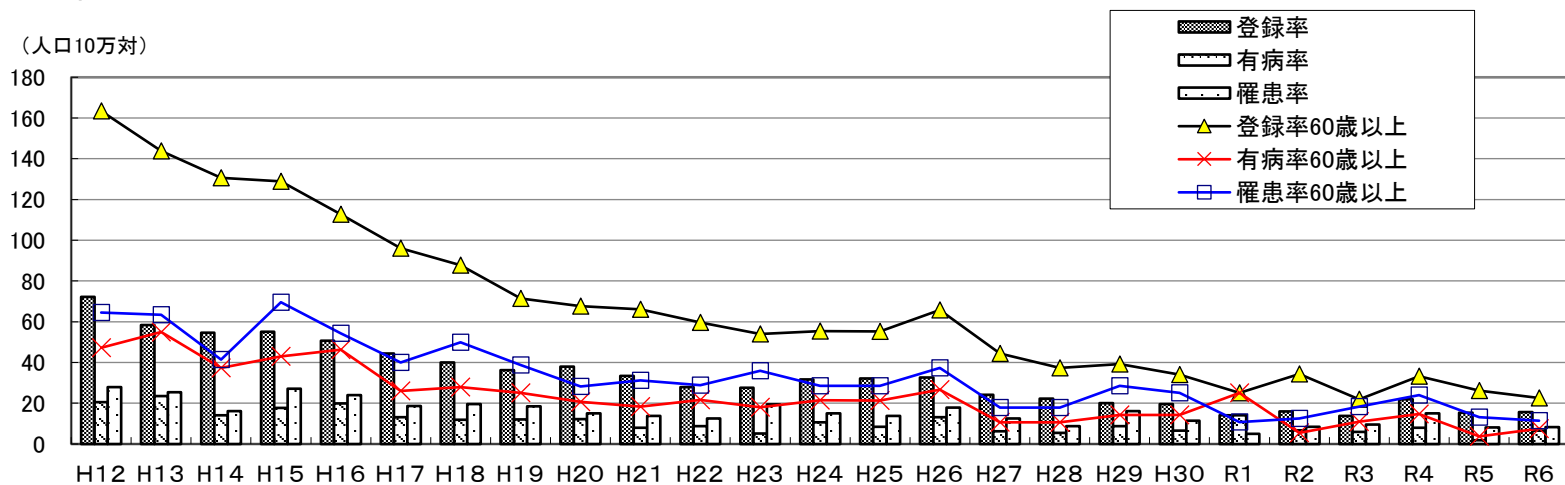


図2 市町別登録率・有病率・罹患率(令和6年)

(人口10万対)

■登録率 ■有病率 □罹患率

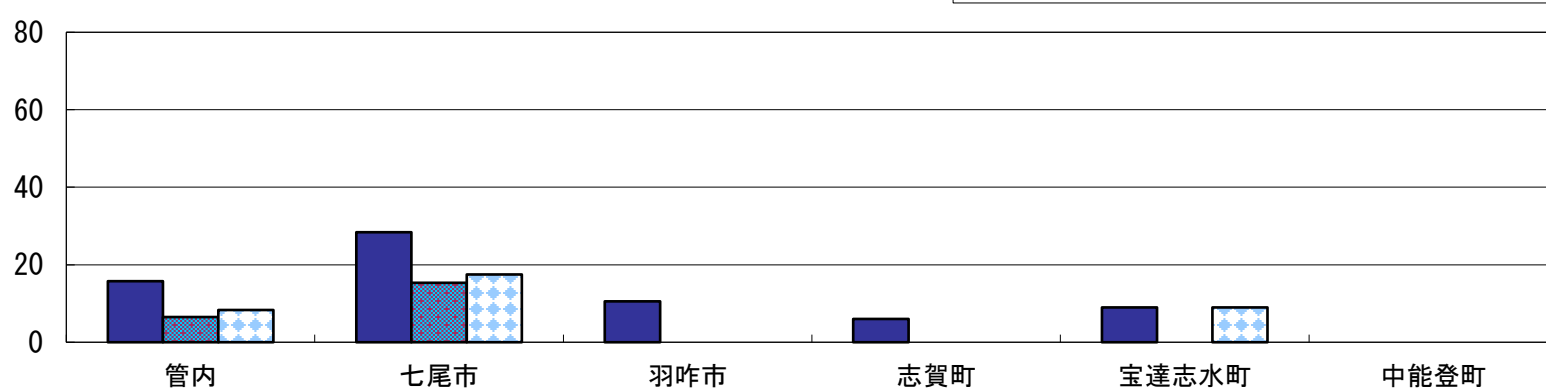
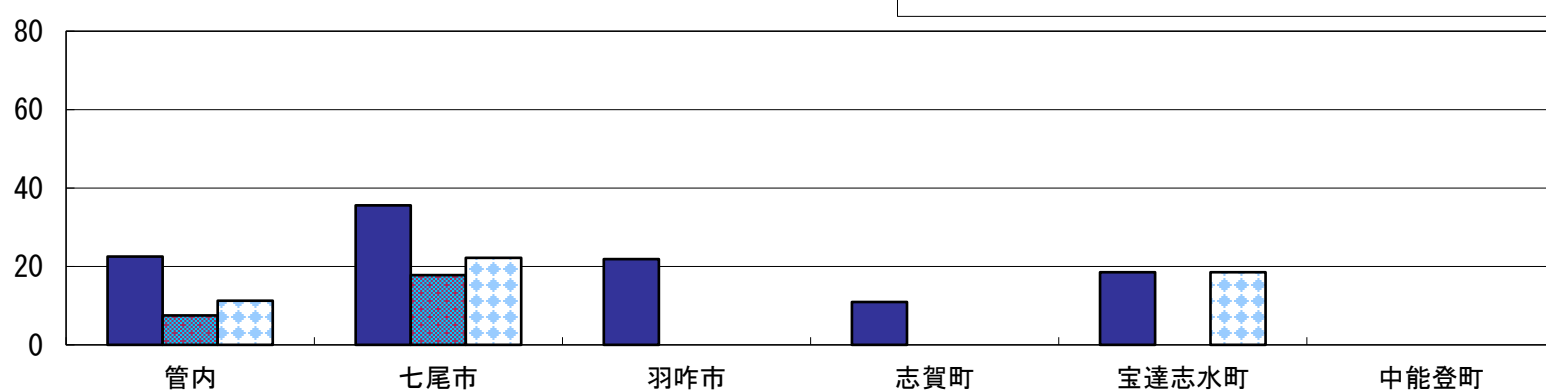


図3 市町別60歳以上登録率・有病率・罹患率(令和6年)

(人口10万対)

■登録率 ■有病率 □罹患率



2 結核健康診断状況

(1) 定期の健康診断

労働安全衛生法に規定する事業者、学校の長又は矯正施設等の長、市町村長は業務に従事する者、学生、生徒等に対し、「結核に係る定期の健康診断」を行わなければならないとされている（感染症法第 53 条の 2）。

健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、受診者の数その他省令で定める事項を当該健康診断の行った場所を管轄する保健所長に報告しなければならないことになっている（感染症法第 53 条の 7）。

表 5 事業所・学校・施設の定期健康診断実施状況 (令和 6 年度)

	対象者数	受診者数	受診率%	検査内容			発見患者数	発見率%	発病の恐れのある者	発見率%
				X線検査		喀痰検査者数				
				間接撮影者数	直接撮影者数					
事業所	6,437	6,118	95.0	2,064	4,054	36	－	－	－	－
施設	1,622	1,419	87.5	632	787	－	－	－	1	0.07
学校(高校以上)	1,089	1,085	99.6	94	991	－	－	－	－	－

＊結核健康診断報告書の報告数より抜粋

表 6 市町の定期健康診断実施状況 (令和 6 年度)

	対象者数	受診者数	受診率%	検査内容			発見 患者数	発見 率%	発病の 恐れのある者	発見 率%
	65 歳 以上	65 歳 以上	65 歳 以上	X線検査		喀痰 検査者数				
				間接 撮影者数	直接 撮影者数					
計	46,268	5,658	12.2	5,157	501	34	—	—	—	—
七 尾 市	18,887	1,963	10.4	1,963	—	—	—	—	—	—
羽 咋 市	8,093	585	7.2	585	—	33	—	—	—	—
志 賀 町	8,328	1,578	18.9	1,578	—	—	—	—	—	—
宝 達 志 水 町	4,833	501	10.4	—	501	1	—	—	—	—
中 能 登 町	6,127	1,031	16.8	1,031	—	—	—	—	—	—

（2）接触者健康診断

接触者健康診断は、初発患者に対する積極的疫学調査(感染症法第 15 条)に基づき、医学的検査が必要と判断された場合に、都道府県知事などが結核患者の接触者（感染が疑われる濃厚接触者）に健康診断の受診を勧告することができ、接触者の管轄の保健所を通じて実施されている(感染症法第 17 条)。

接触者健診の項目としては、胸部エックス線検査、ツベルクリン反応検査、IGRA 検査（QFT 検査、T-SPOT 検査）、結核菌検査がある。実施時期は接触直後～2 年間の間に数回実施する。

表 7 接触者健診

(令和 6 年度)

	対象者数 (延)	受診者数 (延)	受診率 (%)	受診機関			X線検査		喀痰検査	パルス反応検査			*2 T-spot 検査					発病の恐れありの者	患者発見数
				保健所	委託医療機関	その他	直接撮影者数	間接撮影者数		被判定者数	陰性	陽性	被判定者数	陰性	判定保留	判定不可	陽性		
患者家族	8	8	100.0	7	1	—	—	—	—	—	—	—	8	7	—	—	1	—	1
令和6年度 新登録	8	8	100.0	7	1	—	—	—	—	—	—	—	8	7	—	—	1	—	1
新登録以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
接触者	187	187	100.0	124	61	2	12	—	—	—	—	—	175	166	2	—	7	—	7
令和6年度 新登録	174	174	100.0	124	50	—	—	—	—	—	—	—	174	165	2	—	7	—	7
新登録以外	13	13	100.0	—	11	2	12	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—

*受診機関のその他は、委託医療機関以外での受診人数

*2 QFT 検査は平成 19 年 7 月より実施

T-spot 検査は平成 26 年 4 月より実施

3 患者管理・保健指導

結核患者を適正な医療と正しい生活指導によって早期に社会復帰できるように指導するとともに、家族やその他の者への感染防止を図るのが患者管理である。^{注)}DOTSは、結核の治療薬を確実に服薬するための支援として、服薬したことを直接確認支援する方法である。

表 8 結核保健指導の状況

(令和 6 年度)

	相 談		訪 問 指 導			
	電 話	来 所				
	人数 (延)	人数 (延)	人数 (実)	(再掲) DOTS	人数 (延)	(再掲) DOTS
人数	546	144	24	15	142	80

表9 管理検診（結核服薬治療終了後2年間の健康管理を行う）

(令和 6 年度)

対象者	受診者数	受診率 (%)	受 診 機 関			検 診 結 果		
			保健所	委託医療機関	その他	観察不要	要観察	要医療
31	31	100.0	—	11	20	23	7	1

*その他は委託医療機関以外での受診

注)DOTS:Directly Observed Treatment, Short-course の略で、直接服薬確認療法(WHOの推奨する患者の服薬を第三者が確認する治療法)のことであり、日本では「日本版21世紀型DOTS戦略」に基づき、結核の完全治癒を図ることを目的として、保健所と医療機関等がお互いの機能・役割を十分理解し連携を図り、患者に対する服薬支援の徹底を目指している。

4 感染症診査協議会

感染症診査協議会は、①就業制限、入院勧告及び入院延長勧告、②一般医療の公費負担、③療養費に関することを審議する場であり、能登北部保健福祉センターと当センター管内分を合同で、石川県能登地区感染症協議会として開催（毎月第 2、4 火曜日）しており、令和 6 年度の開催回数は 23 回であった。（「結核以外の感染症」に関するものは第 3 章感染症に記載する。）

表 10 感染症診査協議会診査件数 (令和 6 年度)

	件数
第 18 条 就業制限に関する診査	—
第 18 条 就業制限に関する報告	9
第 19 条 入院勧告に関する報告	4
第 20 条 入院勧告に関する診査	—
第 20 条 入院勧告に関する応急診査の報告	4
第 20 条 入院期間の延長に関する診査	14
第 37 条の 2 申請に基づく費用の負担の審査	41

5 結核対策特別促進事業

結核のまん延防止のため、以下のような事業を実施している。

表 11 結核対策特別促進事業実施状況 (令和 6 年度)

名称	目 的	実施年月日	対象者	参加者	内 容
結核治療成功に向けての連携強化事業	結核治療成功に向けての連携強化	R6.4～R7.3	独立行政法人国立病院機構七尾病院 医師・看護師等	延 67 人	七尾病院との DOTS カンファレンス（12 回）
		R6.7.17 R6.12.12	結核指定医療機関 看護師・薬剤師等	延 9 人	連携会議（退院時カンファレンス）
		R6.11.15	管内高齢者施設職員等	22 人	高齢者施設等研修会 講演「高齢者結核の特徴と早期発見治療成功に向けて ～施設及び在宅における連携の推進～」 講師：独立行政法人国立病院機構 七尾病院 感染管理認定看護師 中川 かつ枝 氏
服薬支援事業	確実な服薬による治療成功率向上とそれによる地域の結核罹患率の低下	R6.4～R7.3	治療中の結核患者	登録時 喀痰塗抹 陽性肺結核患者等 (実 16 人)	保健所保健師による在宅治療者への服薬支援（DOTS） ・訪問、面接、電話連絡による直接支援 ・主治医等医療機関との連携
高齢者に対する結核予防事業	高齢者施設等における集団感染予防対策の推進	R6.10.22	管内高齢者施設、障がい者施設、児童福祉施設職員	176 人	当所主催の感染症予防研修会で、結核の基礎知識について説明
普及啓発事業	結核知識の普及啓発	R7.2.13 R7.2.27	管内市町高齢者等	28 人	結核の基礎知識、感染予防について健康教育を実施
外国人に対する結核予防事業	結核知識の普及啓発	R7.2.7	外国人労働者、企業の健康管理担当者等（インドネシア人、ベトナム人、ネパール人）	12 人	健康教育の実施に向けて、企業に趣旨説明及び協力依頼
		R7.2.21		20 人	健康教育の実施（通訳に協力依頼） ・結核の感染経路や予防方法等、結核の正しい知識
		R7.3.12		3 人	・結核の罹患率、現状 ・患者発生時の対応方法 等

第5節 精神保健福祉

わが国の精神障害者への社会的支援は、主に寺社などの慈善事業として行われてきたが、戦後、欧米の精神衛生に関する知見が導入され、適切な医療、保護の確保とその発生予防のため、昭和 25 年に精神衛生法が制定されて、都道府県に精神病院の設置、私宅監置の廃止等が規定された。

昭和 40 年の精神衛生法改正により、地域精神衛生活動の整備を図るため、保健所が精神保健行政の第一線機関として位置づけられた。その後、デイケア等の社会復帰制度や施設の整備が行われ、昭和 62 年、人権擁護に配慮した入院制度改革等が行われたことにより名称は精神保健法に改められた。

平成 5 年の障害者基本法により精神障害者も障害者として位置づけられ、平成 7 年の精神保健法改正により精神障害者の福祉施策が盛り込まれ、名称は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改められた。

平成 11 年の精神保健福祉法改正により、精神障害者の居宅生活支援事業、福祉サービスの利用相談や調整、精神障害者保健福祉手帳、通院医療費公費負担の窓口が市町村となり、平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」により、障害の種別（身体障害者、知的障害者、精神障害者）にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした福祉サービスの提供主体が住民に最も近い市町村に一元化された。平成 25 年からは「障害者総合支援法」に改正され、制度の谷間のない支援提供を行うこととなった。

平成 26 年 4 月に施行された改正精神保健福祉法では、精神障害者の地域生活への移行を促進するために、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続きの見直しがなされた。

令和 5 年 4 月の精神保健福祉法改正では、精神保健福祉法が精神障害者の権利擁護を図るものであることが明確にされ、家族が虐待等の加害者である場合の医療保護入院の手続きや入院患者への告知に関する見直し等が行われた。

当所では、精神保健福祉法及び地域保健法等に基づき、①管内の精神保健福祉に関する実態把握、②相談、③訪問指導、④患者家族会などの活動に対する支援、⑤関係機関との連携活動、⑥入院等に関する事務を行うとともに地域住民の心の健康づくり、自殺対策、ひきこもりや発達障害者への相談・支援等にも取り組んでいる。

1 精神障害者の概要

措置入院患者の状況、医療保護入院患者の状況及び障害者自立支援法に基づく自立支援医療の支給状況から通院患者の状況を把握した。

また、平成 7 年度から始まった精神障害者保健福祉手帳の交付数について把握した。

表 1 精神障害者受療状況 (令和 7 年 3 月末日現在)

I C D 10 区 分		入 院		通 院
		措 置	医療保護	注) 自立支援医療
F0	症状性を含む器質性精神障害	—	175	59
F1	神経作用物質使用による精神及び行動の障害	—	2	34
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1	73	703
F3	気分（感情）障害	2	76	831
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	—	8	123
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	—	4	1
F6	成人の人格及び行動の障害	—	1	6
F7	知的障害（精神遅滞）	—	9	13
F8	心理的発達の障害	—	1	62
F9	小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	—	4	34
F99	詳細不明の精神障害	—	—	—
G40	てんかん	—	—	105
	保留	—	—	—
	不明	—	—	2
計		3	353	1,973

注) 申請窓口は市町村である。

表 2 精神障害者保健福祉手帳交付数 (令和 7 年 3 月末日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
管内計	49	961	145	1,155
七尾市	20	444	67	531
羽咋市	12	165	21	198
志賀町	6	120	17	143
宝達志水町	9	92	15	116
中能登町	2	140	25	167

注)
＜精神障害者保健福祉手帳＞
・精神障害者が日常生活を送るうえで各種支援を得られやすくするため、平成 7 年 10 月から交付されている。
・申請窓口は市町村である。

2 精神保健福祉相談事業（こころの健康相談）

こころの健康や病気についての不安や悩みをもつ本人や家族等に対し、不安や悩みを軽減するために、精神科医や相談員、保健師による相談や訪問指導を実施し、適切な保健医療福祉サービスが受けられるよう支援した。
また、精神保健福祉法に基づく入院措置等の関係事務も行った。

表 3 精神保健相談件数（令和 6 年度）

	実件数	延件数
電話相談	—	885
来所相談	31	49
訪問指導	30	67

表 4 相談経由別精神保健福祉相談件数（実件数のみ） (令和 6 年度)

区 分	本人	家族	病院	福祉事務所	保健所	精神保健福祉センター	市町	職場学校	民生委員	その他	前年度からの継続	計
来所相談	4	5	—	—	—	—	1	—	—	4	17	31
訪問指導	1	-	—	—	—	—	1	—	—	7	21	30

表 5 年齢別精神保健福祉相談件数 ()内は実件数 (令和 6 年度)

	年 齢									計
	～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	不明	
電話相談	—	26	99	89	119	102	326	112	12	885
来所相談	—	1 (1)	5 (5)	5 (3)	13 (7)	16 (8)	4 (3)	4 (3)	1 (1)	49 (31)
訪問指導	—	1 (1)	8 (2)	6 (5)	5 (4)	11 (6)	25 (5)	11 (7)	—	67 (30)

表 6 内容別精神保健福祉相談件数（複数選択） (令和 6 年度)

	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
電話相談	46	226	53	—	1	—	7	340	38	—	—	174	885
来所相談	—	13	1	—	3	—	—	24	—	—	—	8	49
訪問指導	5	29	5	—	—	—	—	11	—	—	—	17	67

表 7 診断別精神保健福祉相談件数 ()内は実件数 (令和 6 年度)

ICD10	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40				
	症状性を含む器質性精神障害	神経作用物質使用による精神及び行動の障害	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	気分（感情）障害	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	成人の人格及び行動の障害	知的障害（精神遅滞）	心理的発達の障害	小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	てんかん	その他	保留	不明	計
来所相談	6 (1)	—	8 (6)	9 (7)	1 (1)	—	1 (1)	—	2 (2)	—	—	—	—	22 (13)	49 (31)
訪問指導	—	7 (2)	40 (15)	4 (4)	1 (1)	—	—	—	1 (1)	—	—	—	—	14 (7)	67 (30)

表 8 入院措置件数 ※()内は県障害保健福祉課、他保健所で措置対応した件数 (令和 6 年度)

区 分	通報件数	うち 指定医 診察件数	うち措置 入院件数	その他	
				医療保護 入院件数	任意入院他
法第 22 条（一般の保護申請）	—	—	—	—	—
法第 23 条（警察官の通報）	23	4	2	10	2
法第 24 条（検察官の通報）	(3)	(1)	(1)	—	—
法第 25 条（保護観察所の長の通報）	—	—	—	—	—
法第 26 条（矯正施設の長の通報）	—	—	—	—	—
法第 26 条の 2（精神科病院管理者の届出）	—	—	—	—	—
法第 26 条の 3（医療観察法の通院処遇者に関する通報）	—	—	—	—	—

注）精神保健福祉法第 27 条による精神保健指定医の診察は、一般保護申請、警察官からの通報、精神科病院管理者等からの届出等によって行われ、その診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害のおそれがあると認められたときは精神保健福祉法第 29 条により入院措置させることができる。

3 自殺防止対策事業

自殺対策基本法（平成 18 年 6 月）及び石川県自殺対策行動計画（平成 20 年 3 月）に基づき、管内市町と連携し、地域住民に対して自殺予防に関する普及啓発活動や、自殺と関連が深いうつ病や依存症について家族教室を実施した。また、自殺未遂者支援体制作りのため、消防や行政職員等による連絡会を開催するとともに、自殺未遂者への対応や支援についての研修を行った。

表 9 自殺未遂者支援体制作りのための研修・会議 (令和 6 年度)

月 日	場 所	目 的	対象者	受講人数
R7.2.27	能登中部保健福祉センター	自殺未遂者支援について 講義：「災害後の中長期的な自殺予防対策について」 講師：石川県こころの健康センター所長 角田 雅彦 氏 自殺予防対策と連携について （１）能登中部圏域の自殺の現状について （２）グループワーク 震災後、自殺願望がある方への対応について （３）意見交換	消防、警察、救急告示病院、精神科病院、市町（自殺対策担当課、地域包括支援センター、地域支えあいセンター）、こころの健康センター	19

表 10 普及啓発活動 (令和 6 年度)	
月 日	内 容 (場 所)
令和 6 年 9 月 10 日～9 月 16 日	のぼり旗、啓発パンフ・グッズの設置による自殺予防週間及び自殺予防の呼びかけ (能登中部保健福祉センター、羽咋地域センター)
令和 6 年 9 月 10 日～9 月 13 日	街頭キャンペーンの実施
令和 6 年 9 月 11 日	ラジオななおによる自殺予防週間の啓発及び自殺予防の呼びかけ
令和 7 年 3 月 5 日	ラジオななおによる自殺対策強化月間の啓発及び自殺予防の呼びかけ
令和 7 年 3 月	啓発パンフ・グッズの設置による自殺対策強化月間の啓発及び自殺予防の呼びかけ (能登中部保健福祉センター、羽咋地域センター)

表 11 うつ・依存症家族教室 (令和 6 年度)			
開 催 日	場 所	内 容	参加人数
令和 6 年 11 月 22 日	能登中部保健福祉センター	うつ病家族教室 講演「うつ病について～家族や地域での関わり方～」 講師：医療法人松原会地域支援部部長 河元 寛泰 氏	5
令和 6 年 12 月 10 日	能登中部保健福祉センター	アルコール関連問題家族教室 講演「お酒の問題について考えてみよう ～家族や地域ができること～」 講師：北陸HIV情報センター／HARP ソーシャルワーカー 西念 奈津江 氏	12

4 地域生活支援事業

支援体制が整えば地域生活に移行可能な長期入院患者に対し、市町・病院・相談支援事業所等との連携、ピアサポーター（登録者 2 名）の派遣などにより、退院を促進する支援を行う予定だったが、今年度の活動依頼はなかった。

表 12 ピアサポーターの活動 (令和 6 年度)		
活動内容	活動回数	対象者数（延）
	活動なし	

表 13 地域連携会議 (令和 6 年度)			
月 日	参 集 者	参加人数	内 容
令和 6 年 7 月 9 日	市町、相談支援事業所、精神科病院、地域包括支援センター、県密着アドバイザー	28	- 各市町における地域生活支援事業の取組状況について - 講義「地域移行支援について」 講師：ななお・なかのと就労支援センター 木谷 昌平氏 - 事例紹介「長期入院患者の地域移行支援の事例について」 - 意見交換・質疑応答 - 講評
令和 6 年 10 月 29 日	市町、相談支援事業所、精神科病院、地域包括支援センター、県密着アドバイザー	19	- 地域移行を利用した当事者による体験発表 - グループワーク「長期入院患者の地域移行に向けて」 - 講評

5 青年期心の健康づくり推進事業

ひきこもりの長期化を予防し、社会参加の促進を図るため、ひきこもり状態にある者を対象に当事者グループを、家族を対象に家族同士の交流会を開催した。

表 14 社会復帰支援教室（青年期グループ）【平成 27 年 5 月から開始】 (令和 6 年度)

開 催 日	場 所	内 容	参加人数
毎月第 4 火曜日 9:30~11:30	能登中部保健福祉センター	気分調べ、近況話し合い、ボードゲーム等	実 2 延 2

表 15 ひきこもり家族交流会【平成 27 年 10 月から開始】 (令和 6 年度)

開 催 日	場 所	内 容	参加人数
毎月第 2 水曜日 14:00~16:00	能登中部保健福祉センター	近況話し合い、気持ちを語る	実 3 延 13

表 16 ひきこもり家族教室・講演会 (令和 6 年度)

開 催 日	場 所	内 容	参加人数
令和 6 年 7 月 30 日	能登中部保健福祉センター	・講話「ひきこもりの理解と対応」 講師：能登ひきこもり地域支援センター 多木 和也 氏 ・家族交流会	6
令和 6 年 8 月 21 日	能登中部保健福祉センター	・ひきこもりサポーターとの交流会、質疑応答 講師：ひきこもりサポーター2 名	2

表 17 地域ネットワーク会議 (令和 6 年度)

開 催 日	参 集 者	参加人数	内 容
令和 6 年 10 月 17 日	市町、相談支援事業所、精神科病院、生活困窮者支援機関、若者サポートステーション石川、能登ひきこもり地域支援センター	19	・能登中部圏域の支援の状況 ・若者サポートステーションについて ・事例発表 「就労を目指している若年層ひきこもり者のケース」 ・意見交換・質疑応答 ・講評
令和 6 年 1 月 29 日	市町、相談支援事業所、精神科病院、地域包括支援センター、生活困窮者支援機関、能登ひきこもり地域支援センター	21	・各機関における支援の状況、課題 ・事例検討（グループワーク） ・講評

6 関係団体（家族会等）活動支援

精神障害者を家族にもつ「家族会」及び心の健康に関する活動を行っている「メンタルヘルスボランティア団体」の自主活動を支援し、地域住民の精神障害者に対する正しい理解につながるよう知識の普及啓発を行った。

表 18 家族会の活動支援状況 (令和 6 年度)

区 分	支援回数	参加延人数	内 容
みそぎ会（七尾、鹿島地区）会員数：5 名	3	15	総会・定例会参加（令和 7 年 3 月解散）
心明会（羽咋郡市） 会員数：6 名	—	—	
能登中部圏域家族会交流事業	1	6	連絡会参加

(令和 6 年度)

区 分	支援回数	参加人数	内 容
花の会（七尾・鹿島地区） 会員数 25 名	—	—	（令和 6 年度解散）

注)「花の会」は、当所で開催したメンタルヘルスボランティア育成講座の受講者により平成7年度に結成

7 関係機関との連携・支援等

精神疾患の早期治療の促進、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図れるよう、関係市町及び関係機関との連絡会に出席するなどし、助言・指導等を実施した。

(令和 6 年度)

対 象	回数	内 容
金沢保護観察所	4	医療観察法対象者のケア会議
七尾市・中能登町地域自立支援協議会	4	くらしの部会、定例会
七尾市	2	事例検討会
志賀町	1	事例検討会
羽咋市	1	事例検討会
さいこうえんの障害者生活支援センター	1	事例検討会
公立能登総合病院	6	事例検討会
計	19	

(令和 6 年度)

機 関	回数
金沢保護観察所	7
羽咋市	2
能登病院訪問看護ステーション	2
らいず訪問看護ステーション	3
相談支援事業所なんでも	1
ピアサポートのと	1
計	16

第6節 難病

難病対策は、昭和47年に国が定めた難病対策要綱により進められている。その要綱で難病とは、①原因不明、治療法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、または②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義され、これらの疾病に対して、①調査研究の推進、②医療施設などの整備、③医療費の自己負担の軽減、④地域における保健医療福祉の充実・連携、⑤QOL(Quality of Life)の向上を目指した福祉施策の推進を柱として対策が進められている。平成25年より障害者総合支援法に定める障害者の対象に、難病が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となり、平成27年1月1日より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成となる指定難病が110疾患に拡大され、7月には306疾患、H29年4月には330疾患、H30年4月には331疾患、R元年7月には333疾患、R3年11月には338疾患、R6年4月には341疾患が指定となるなど難病に対する政策の充実が図られている。

当所は医療費の公費負担申請の窓口となっており、これに併せて療養生活に係る個別相談を実施し、必要に応じて訪問指導も行なっている。これらの相談から患者や家族のニーズ等を把握し、関係機関等と連携を図っている。また、療養生活に必要な情報提供等を行うために、講演会・相談会を開催し、患者や家族同士の交流の場を設けている。

1 個別相談

表 1-1 疾患別相談数〔疾患は疾病番号順、全 341 疾患〕 (令和 6 年度)

対象疾患	相談人数		相談延人数の内訳			特定医療費 (指定難病) 受給者証 所持者 (年度末)
	実人数	延人数	来所相談	電話相談	訪問指導	
〔 1〕 球脊髄性筋萎縮症	2	7	4	2	1	2
〔 2〕 筋萎縮性側索硬化症	17	54	31	18	5	13
〔 3〕 脊髄性筋萎縮症	2	2	2	—	—	1
〔 5〕 進行性核上性麻痺	25	74	40	34	—	23
〔 6〕 パーキンソン病	167	283	209	74	—	148
〔 7〕 大脳皮質基底核変性症	3	4	4	—	—	2
〔 11〕 重症筋無力症	33	48	38	10	—	31
〔 13〕 多発性硬化症／視神経脊髄炎	18	30	22	8	—	18
〔 14〕 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	1	1	1	—	—	1
〔 17〕 多系統萎縮症	18	34	23	9	2	15
〔 18〕 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	35	54	43	11	—	30
〔 19〕 ライソゾーム病	1	5	2	3	—	1
〔 21〕 ミトコンドリア病	1	1	—	1	—	1
〔 22〕 もやもや病	11	17	15	2	—	10
〔 25〕 進行性多巣性白質脳症	1	1	1	—	—	1
〔 27〕 特発性基底核石灰化症	1	3	2	1	—	1
〔 28〕 全身性アミロイドーシス	22	40	34	6	—	19
〔 34〕 神経線維腫症	7	13	9	4	—	7
〔 35〕 天疱瘡	3	3	2	1	—	2
〔 37〕 膿疱性乾癬（汎発型）	6	10	8	2	—	5
〔 40〕 高安動脈炎	7	21	7	14	—	5
〔 41〕 巨細胞性動脈炎	5	11	9	2	—	3
〔 42〕 結節性多発動脈炎	5	11	9	2	—	5
〔 43〕 顕微鏡的多発血管炎	12	19	18	1	—	10

表 1-2 疾患別相談数〔疾患は疾病番号順、全 341 疾患〕 (令和 6 年度)

対象疾患	相談人数		相談延人数の内訳			特定医療費（指定難病）受給者証所持者（年度末）
	実人数	延人数	来所相談	電話相談	訪問指導	
〔 44〕 多発血管炎性肉芽腫症	3	3	3	—	—	2
〔 45〕 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	9	12	9	3	—	9
〔 46〕 悪性関節リウマチ	10	19	15	4	—	9
〔 47〕 バージャー病	4	11	5	6	—	3
〔 48〕 原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	—	1	—	1
〔 49〕 全身性エリテマトーデス	65	99	68	31	—	60
〔 50〕 皮膚筋炎／多発性筋炎	22	34	26	8	—	20
〔 51〕 全身性強皮症	60	99	74	25	—	53
〔 52〕 混合性結合組織病	6	9	6	3	—	6
〔 53〕 シェーグレン症候群	27	50	40	10	—	24
〔 54〕 成人発症スチル病	5	7	7	—	—	5
〔 55〕 再発性多発軟骨炎	1	2	2	—	—	1
〔 56〕 ベーチェット病	25	40	35	5	—	20
〔 57〕 特発性拡張型心筋症	29	45	37	8	—	27
〔 58〕 肥大型心筋症	7	10	8	2	—	6
〔 59〕 拘束型心筋症	1	1	1	—	—	1
〔 60〕 再生不良性貧血	13	24	14	10	—	10
〔 61〕 自己免疫性溶血性貧血	3	3	2	1	—	2
〔 62〕 発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	2	2	—	—	2
〔 63〕 特発性血小板減少性紫斑病	35	67	54	13	—	30
〔 65〕 原発性免疫不全症候群	3	4	4	—	—	3
〔 66〕 IgA 腎症	9	10	7	3	—	4
〔 67〕 多発性嚢胞腎	8	10	10	—	—	6
〔 68〕 黄色靱帯骨化症	21	38	24	14	—	14
〔 69〕 後縦靱帯骨化症	52	89	61	28	—	45
〔 70〕 広範脊柱管狭窄症	1	3	3	—	—	1
〔 71〕 特発性大腿骨頭壊死症	21	31	24	7	—	18
〔 72〕 下垂体性 ADH 分泌異常症	4	6	2	4	—	4
〔 74〕 下垂体性 PRL 分泌亢進症	4	7	5	2	—	2
〔 75〕 クッシング病	1	2	1	1	—	1
〔 77〕 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	6	10	7	3	—	4
〔 78〕 下垂体前葉機能低下症	25	30	23	7	—	23
〔 79〕 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	1	1	—	—	1
〔 84〕 サルコイドーシス	14	25	15	10	—	11
〔 85〕 特発性間質性肺炎	17	36	29	7	—	13
〔 86〕 肺動脈性肺高血圧症	4	6	5	1	—	2
〔 88〕 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	10	16	12	4	—	9
〔 89〕 リンパ脈管筋腫症	2	2	1	1	—	—
〔 90〕 網膜色素変性症	20	32	22	10	—	15
〔 92〕 特発性門脈圧亢進症	2	4	3	1	—	1

*2疾患以上罹患している対象は病名毎に重複して計上。そのため、受給者証所持者の人数計は実際の所持人数と異なる。

表 1-3 疾患別相談数〔疾患は疾病番号順、全 341 疾患〕

(令和 6 年度)

対象疾患	相談人数		相談延人数の内訳			特定医療費（指定難病）受給者証所持者（年度末）
	実人数	延人数	来所相談	電話相談	訪問指導	
〔 93〕 原発性胆汁性胆管炎	34	51	39	12	—	27
〔 94〕 原発性硬化性胆管炎	2	5	1	4	—	1
〔 95〕 自己免疫性肝炎	18	34	26	8	—	12
〔 96〕 クローン病	59	84	63	21	—	52
〔 97〕 潰瘍性大腸炎	114	171	133	38	—	99
〔 98〕 好酸球性消化管疾患	3	3	3	—	—	2
〔 99〕 慢性特発性偽性腸閉塞症	1	1	1	—	—	1
〔107〕 若年性特発性関節炎	2	3	—	3	—	2
〔113〕 筋ジストロフィー	6	7	2	4	1	4
〔124〕 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	5	2	3	—	1
〔127〕 前頭側頭葉変性症	6	10	9	1	—	4
〔162〕 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	4	6	6	—	—	2
〔163〕 特発性後天性全身性無汗症	3	5	3	2	—	3
〔166〕 弾性線維性仮性黄色腫	2	3	2	1	—	2
〔167〕 マルフアン症候群/ロイス・ディーツ症候群	1	1	—	1	—	1
〔171〕 ウィルソン病	1	1	—	1	—	1
〔220〕 急速進行性糸球体腎炎	7	11	11	—	—	6
〔222〕 一次性ネフローゼ症候群	30	72	56	16	—	21
〔223〕 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1	1	—	—	1
〔224〕 紫斑病性腎炎	3	6	2	4	—	2
〔227〕 オスラー病	1	1	—	1	—	1
〔228〕 閉塞性細気管支炎	1	1	—	1	—	1
〔229〕 肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	2	2	—	—	1
〔235〕 副甲状腺機能低下症	2	2	2	—	—	2
〔238〕 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	5	4	1	—	—
〔254〕 ポルフィリン症	1	1	1	—	—	1
〔262〕 原発性高カイロミクロン血症	1	1	—	1	—	1
〔271〕 強直性脊椎炎	6	11	8	3	—	6
〔283〕 後天性赤芽球癆	3	4	4	—	—	3
〔288〕 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	1	—	—	1
〔291〕 ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	1	2	1	1	—	1
〔292〕 総排泄腔外反症	1	1	—	1	—	1
〔296〕 胆道閉鎖症	2	4	3	1	—	1
〔297〕 アラジール症候群	1	1	1	—	—	1
〔300〕 IgG4 関連疾患	9	16	12	4	—	6
〔306〕 好酸球性副鼻腔炎	18	38	22	16	—	18
〔331〕 特発性多中心性キャッスルマン病	3	3	3	—	—	2
その他	91	92	25	67	—	—
計	1,398	2,312	1,649	654	9	1,113

＊公費負担対象者数はR7.3.31現在（性別、年齢、市町別に特定医療費（指定難病）医療給付状況〔66ページ〕に掲載）

表2 内容別相談数

(令和6年度)

	相談人数		指導内容別件数（複数回答）													応接人員別 （複数回答）		
	実人数	延人数	申請等	医療	病気・病状	精神的支援	福祉制度	就労・就学	リハビリ	食事・栄養・歯科	家庭看護	患者会等	災害対策	その他	本人	家族	その他	
来所	1,107	1,621	1,616	3	4	－	4	2	－	3	90	－	7	2	1,025	718	22	
電話	470	646	600	14	22	－	15	－	1	2	6	－	27	5	416	136	96	
訪問	7	9	2	6	7	－	1	－	2	1	9	－	4	－	8	7	1	

2 難病講演会および患者家族交流会

各保健福祉センターにおける難病講演会および患者家族交流会は、比較的患者数の多い疾患を対象に開催しており、稀少難病については石川県難病相談・支援センターが中心となり実施している。

表3 難病講演会および患者家族交流会実施状況

(令和6年度)

対象疾患	開催日時・場所	内 容	参加人数
パーキンソン病の 患者・家族	令和6年10月8日（火） 14：00～16：00 能登中部保健福祉センター	講演 「パーキンソン病治療の現状」 ◇講師 国立病院機構 医王病院 院長 医師 石田 千穂 氏 交流会	患者 9人 家族 13人 支援者 23人
全身性エリテマトーデスの 患者・家族	令和6年11月1日（金） 14：00～16：00 能登中部保健福祉センター	講演 「ステロイドフリー治療を目指したSLE診療の未来」 ◇講師 金沢医科大学病院 医師 川野 充弘 氏 交流会	患者 1人 家族 1人 支援者 6人
炎症性腸疾患の 患者・家族	令和6年11月20日（水） 14：00～16：00 能登中部保健福祉センター	講演 「炎症性腸疾患の食事について」 ◇講師 金沢大学附属病院 管理栄養士 中田 祐佳 氏 交流会	患者 6人 家族 3人 支援者 4人

3 難病患者地域関係者研修会

在宅療養をしている難病患者及びその家族の支援に携わる関係者が、疾病や治療・在宅療養生活について理解を深めることができるように、医師や理学療法士・作業療法士等による難病患者地域関係者研修会を実施している。

表 4 難病患者地域関係者研修会実施状況 (令和6年度)

対象者	開催日時・場所	内 容	参加人数
難病患者及び その家族の支援に 携わる関係者	令和6年10月1日（火） 14：00～16：00 能登中部保健福祉センター	説明 「管内の難病医療費助成受給者数や難病患者の状況について」 ◇説明者 能登中部保健福祉センター職員 講義 「難病患者における発災時対応と今後の災害対策～令和6年能登半島地震を振り返って～」 ◇講師 七尾病院 医療ソーシャルワーカー 上田 竜也 氏 意見交換 「能登半島地震を通して見えた難病患者支援に関する課題・改善点について」	23人

4 難病対策地域協議会

地域における難病患者及びその家族への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた体制を整備するため、医療・保健・福祉等の関係機関関係者との難病対策地域協議会を実施している。

表 5 難病対策地域協議会実施状況 (令和6年度)

対象者	開催日時・場所	内 容	参加人数
管内市町の 避難行動要支援者 名簿作成に携わる者 等	令和7年2月20日（木） 14：00～16：00 能登中部保健福祉センター	(1) 石川県の難病対策 (2) 管内難病患者の現状 (3) 市町における令和6年能登半島地震時の災害支援状況 (4) 意見交換等	9人